

第四期中期目標（案）に対する追加意見・質問等への回答

頁数	該当箇所	コメント（意見・質問等）	回答
6	7. 収入の確保と費用の削減	診療報酬制度への適正な対応：診療報酬に振り回されるわけではないが、これを意識することで、少しの努力で、患者サービスの向上や質向上につながる場合は、積極的に対応することも必要と思います。例えば看護の領域では、いつから対応が出来ていて、まだ対応が出来ていないものがあれば教えていただきたい。（必要がないものは必要なしとして頂ければ） 例：7対1看護職員配置（H18年度から新設）、夜間の看護職員配置12対1（H28年度から新設）となっているがそれぞれいつからされているか？ 他には？	（法人の回答） ○前回までの診療報酬改定に対応したものは、以下のとおりです。 ・7対1看護職員配置 ・夜間の12対1看護職員配置 ・新生児特定集中治療室管理料2 ・小児入院医療管理料3 ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料1 ○今年度に対応または対応予定であるものは、以下のとおりです。 （★は、当院の取組により基準を満たすことになるもの） ★夜間100対1急性期看護補助体制加算（R8年3月から） ・急性期病院A一般入院料（R8年6月から） ★新生児治療回復室入院医療管理料（同上） ★急性期総合体制加算3（同上） ★総合周産期特定集中治療室管理料（R8年9月から予定）